

質 問		回 答
1. 飲食店等（県内全域）		
1	「飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合」とは、具体的にどのような店舗が対象となるのか？	・屋営業のスナックやカラオケ喫茶など、カラオケ施設を有する飲食店が対象です。カラオケボックスは、「飲食を主として業としている店舗」には該当しないため、カラオケ設備の利用自粛の要請の対象ではありません。
2	「業種別ガイドライン」とは何か？	・業種別ガイドラインとは、250を超える業界団体がそれぞれ作成した、コロナ禍で感染拡大防止と事業活動を両立させるためのガイドラインです。例えば、映画館、カラオケ店、飲食店、スーパーなどの業種・施設別のガイドラインが用意されています。小規模企業・個人事業者の方も、あてはまる業種・施設のガイドラインを守りながら、感染拡大防止と事業活動を両立されるようにお願いします。 <業種別ガイドライン一覧> https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf
3	「もしサボ岡山」とは何か？	・県内の施設、イベント会場を利用する際、QRコードを活用して利用者が連絡先を登録してもらうことで、安心して施設などを利用していただくためのシステムです。施設などを利用された方の感染が後日判明した際、登録いただいた方に濃厚接触者の疑いがある場合などに注意喚起を行います。 <詳しくは、こちらのページをご参照ください。> https://www.pref.okayama.jp/page/675221.html
4	「適切な換気設備を備えた施設」とは、どういった施設をいうのか？	・機械換気による場合は、機械換気設備等の外気取り入れ量等を調整することで、必要換気量（一人あたり毎時30mm）を確保することが基準として示されています。また、必要換気量を満たしているかを確認する方法として、二酸化炭素濃度測定器を使用し、室内の二酸化炭素濃度が1,000ppmを超えていないかを確認することも有効とされています。
2. 飲食店等（重点強化区域：岡山市）		
1	集客施設にテナントとして入っている店舗への要請の考え方は、どのように変わったのか？	・6月21日からは、床面積（1,000㎡を超えているかどうか）による要請内容の違いはなくなっており、また、集客施設単位での営業時間短縮の要請もなくなっています。したがって、テナントであるなしに関わらず、飲食店営業許可のある店舗については、一律営業時間の短縮（5時～21時）などを要請するとともに、飲食を伴わない施設については、業種別ガイドラインの遵守の徹底などを要請しています。 ※要請内容の詳細は、施設の種類ごとの要請内容をご確認ください。
2	利用客による酒類の持ち込みも制限されるのか？	・利用者による酒類の店内持ち込みを含め、20時から翌11時までは酒類の提供を控えてください。
3	イートインスペースがあるコンビニエンスストアやスーパーは、営業時間短縮の要請の対象か？	・イートインスペースがあるコンビニエンスストアやスーパーは、営業時間短縮の要請の対象外です。
4	フードコート内の飲食店等は、営業時間短縮の要請の対象か？	・営業時間短縮の要請の対象となります。
5	ホテル・旅館が宿泊者に対して提供する食事やルームサービスは、営業時間短縮の要請の対象か？	・営業時間短縮の要請の対象外です。
6	テイクアウト形式の飲食店（例：たい焼き屋）は、営業時間短縮の要請の対象か？	・宅配、デリバリー、仕出し、テイクアウトサービス、持ち帰りは、営業時間短縮の要請の対象外です。
7	飲食店営業許可を受けているカラオケボックスは、営業時間短縮の要請の対象か？	・営業時間短縮の要請の対象となります。
8	飲食店等の場合、21時までの営業時間短縮とは、具体的にどういった状態か？どう対応したらいいのか？	・営業時間短縮とは、21時には閉店し、お客様がいない状態にあることをいいます。そのため、21時に閉店できるようラストオーダーの時間を早めに設定するなどの対応をお願いします。 ・加えて、酒類の提供の提供を行っている場合、酒類の提供は20時まで（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）としてください。
9	酒類の提供は20時オーダーストップなのか、20時に酒を下げる必要があるのか、キープボトルはどうすればよいのか？	・20時までに最後の酒類の提供を終える必要があります。20時までに提供を終えることができるよう酒類のラストオーダーの時間を適切に設定するようお願いいたします。 ・20時以降、21時までの間に客の手元にある酒類（キープボトル含む）を下げる必要はありませんが、21時までには客が退店する必要がありますのでご注意ください。
10	営業時間短縮をせずに休業した場合も協力金の対象となるのか？	・通常、21時を超え営業している店舗が、営業時間短縮ではなく休業した場合も協力金の対象となります。
11	要請期間中、営業時間を短縮できずに21時以降も営業した日がある場合、協力金はどのように支給されるのか？	・営業時間短縮の要請の全期間について時短営業した場合に限り協力金の対象となるため、短縮できなかった日が1日でもある場合は、協力金の対象外となります。
12	ライブハウスは飲食店等に対する営業時間短縮等の要請の対象となるのか？	・飲食店営業許可のあるライブハウスについては、通常、イベント開催（ライブ演奏）と飲食店営業（飲食提供）を一体的に行っており、飲食店等に対する営業時間短縮等の要請の対象となります。

	質 問	回 答
3. イベント関連施設		
1	<p>運動施設等（体育館、スポーツジム等）では、イベントを開催しないときでも、「人数上限（5,000人又は収容定員50%以内（ただし、10,000人を上限）のいずれか大きい方）」と「収容率要件（大声なし100%以内、大声あり50%以内）」でいずれか小さい方を限度とする要請の対象となるのか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 要請の対象となります。 • 収容定員が設定されていない場合には、十分な人と人との距離（1m）を確保するようお願いします。